

- 3 - 2 - 4 - 4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号二、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号八、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号八、及び第 34 条の 27 の 2 関係）

（ 1 ）一般的な留意事項

パーゼル 第 3 の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第 1 の柱（最低所要自己資本比率）及び第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、告示の趣旨に従って適切に実施される必要がある。

ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

（ 2 ）定性的な開示事項

「自己資本調達手段の概要」には、自己資本比率告示第 5 条第 2 項、第 17 条第 2 項、第 28 条第 2 項及び第 40 条第 2 項並びに連結自己資本比率告示第 5 条第 2 項及び第 17 条第 2 項に規定されたステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等に係る発行条件を記載しているか。

「信用リスクに関する次に掲げる事項」について

イ．「リスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢
- ・ 貸倒引当金の計上基準
- ・ 信用リスクの算出に当たり、基礎的内部格付手法あるいは先進的内部格付手法を採用しているにもかかわらず、銀行が採用していない手法を部分的に適用している場合には、各手法が適用されるエクスポージャーの性質及びエクスポージャーを適切な手法に完全に移行させるための計画の説明

ロ．「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー(中小企業等向けエクスポージャーを除く。)に 100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。

ハ．「内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項」について

- a. 「使用する内部格付手法の種類」について、内部格付手法について段階的適用を行う場合は、移行期間を記載しているか。
- b. 「内部格付制度の概要」には、以下の内容が記載されているか。
  - ・ 内部格付制度の構造（内部格付を付与するに当たり、外部格付を主要な要素として用いている場合は、両者の関係についての説明を含む。）

- ・ 自己資本比率算出目的以外での各種推計値の利用状況
- ・ 内部格付制度の管理と検証手続

ニ.「次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要」には、各ポートフォリオについて以下の内容が記載されているか。

- ・ 各ポートフォリオに含まれるエクスポージャーの種類
- ・ P D（先進的内部格付手法を採用している場合には加えてL G D及びE A D）の推計及び検証に用いた定義、方法及びデータ（これらの変数の導出に用いられた前提を含む。）
- ・ 自己資本比率告示及び連結自己資本比率告示で定められたデフォルトの定義との相違点が存在し、かつ、当該相違点が重要であると判断される場合には、当該相違点の内容に関する説明（当該相違点が影響を与えるポートフォリオの種類の説明を含む。）

「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ 貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等
- ・ 派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットリング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等
- ・ 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要
- ・ 主要な担保の種類
- ・ 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明
- ・ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

「派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ リスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針
- ・ 担保による保全及び引当金の算定に関する方針
- ・ 自行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明

「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について

イ.「リスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢
- ・ 銀行の証券化取引についての方針（証券化によるリスク移転の程度を含む。）
- ・ 銀行の証券化取引における役割(オリジネーター、投資家、サービサー、信用補完の提供者、A B C Pのスポンサー、流動性の提供者、スワップの提供者等)及び関与の度合

ロ．「証券化取引に関する会計方針」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ 証券化取引を資産の売却あるいは資金の調達等どのように会計上認識しているか。
- ・ 資産の売却をどの時点で認識しているか。
- ・ 証券化エクスポージャーの留保持分評価の前提等。変更があった場合は、その概要と影響。
- ・ デリバティブ等他の会計方針と合成型証券化の会計方針が異なる場合は、その説明

「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。

「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。

「銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢
- ・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針
- ・ 銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針。また、会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項。

「銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項」について

イ．「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。

ロ．「銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要」には、金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む。）リスク計測の頻度等が記載されているか。

### （3）定量的な開示事項

「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について

イ．「内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳」について、基礎的内部格付手法及び先進的内部格付手法の両方を部分的に使用する銀行にあっては、手法ごとに記載しているか。

ロ．「内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額」には、所要自己資本の算出における区分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。

「信用リスクに関する次に掲げる事項」について

イ。「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ 期中平均残高の計算に日次平均を用いていない場合は、計算方法
- ・ 信用リスクの計算に当たって複数の手法を使用している銀行にあっては、使用している手法ごとのエクスポージャーの期末残高

ロ。「エクスポージャーの主な種類別の内訳」の例として（a）貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャー、（b）債券、（c）OTCデリバティブの3類型等が考えられる。

ハ。「地域別」には、少なくとも国内及び国外に区分しているか。

ニ。「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定」の「増減額」について、増減の内訳を記載しているか。

ホ。「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても区分しているか。

ヘ。「内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項」について

a. 債務者格付あるいはプールを統合して開示する場合には、内部格付手法において使用される債務者格付あるいはプールの全体的な分布状況が理解し得るような方法で統合を行っているか。

b. 「適切な数のE L区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析」について、このようにE L区分を用いた開示を実施する場合には、開示の利用者に対して十分意味のある信用リスクの分解という観点で適切なE L区分となっているか。

ト。「内部格付手法を適用する」「エクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析」について、要因分析には、PD、LGD及びEADの水準についての分析が記載されているか。

チ。「内部格付手法を適用する」「エクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比」について、対比期間は内部格付制度及び推計値の精度を評価するために十分に長期であるか。

「信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項」について、合成型証券化取引の一部として扱われるクレジット・デリバティブは、信用リスク削減手法の情報開示から除き、証券化エクスポージャーに関する情報開示に含めているか。

「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について

イ。「主な原資産の種類別の内訳」の例として、クレジットカード与信、住宅ローン、自動車ローン等が考えられる。

ロ。「銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について、オリジネーターである銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引については、別に開示しているか、又は、取引を開始した年において開示している

か。また、スポンサー業務のみにより生じる証券化エクスポージャーとその他の証券化エクスポージャーがある場合は、必要があれば両者を区別して開示しているか。

ハ。「当期の損失額」には、償却・引当及びI/Oストリップスの償却を含んでいるか。

ニ。「自己資本から控除した証券化エクスポージャー」には、信用補完機能を持つI/Oストリップスが含まれているか。

「銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項」の「貸借対照表計上額、時価」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。

「銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、例えば、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合等、必要に応じて通貨ごとの内訳を適切に開示しているか。

#### (4) 四半期ごとの開示事項

国際統一基準行及び内部格付手法を採用する国内基準行においては、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項を定める件」第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼルの趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。